

2020年5月8日

新型コロナウイルスに係る施策の実施期限の再延長について

日本公認会計士協会

協会では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴う緊急事態宣言を踏まえ、感染防止に向けて5月8日（金）まで期限を延長し一連の施策を実施してきたところですが、緊急事態宣言が5月31日（日）まで延長されたことに伴い、いずれの施策についても現時点の判断として、同日まで期限を延長し実施することとしました。

なお、地域会主催の研修会の開催につきましては、地域ごとの緊急事態宣言の発令状況等を踏まえ改めて検討いたしますので、その旨ご承知おきください。

主な施策

1. 委員会の原則延期
2. 研修会・イベント開催の抑制
3. 外部大規模イベント参加の原則禁止
4. 国内外の出張・旅行及び移動の自粛（プライベートも含む。）
5. スタッフの在宅勤務の原則実施
6. 地域会事務局の業務休止（一部又は全部）
7. 本会への相談、問合せ及び書類の提出等についての対応

<https://jicpa.or.jp/news/information/2020/20200408gfd.html>

以 上